

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しに関する 中間取りまとめに関する意見募集

法制審議会被災関連借地借家・建物区分所有法制部会においては、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を早急に見直して、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の取壊しを容易にする制度を整備する観点から、調査審議を行ってまいりましたが、この度、これまでの調査審議の結果につき、中間取りまとめを行いました。

そこで、法務省民事局参事官室では、この中間取りまとめを公表して、広く皆様の御意見を伺うこととしました。また、中間取りまとめの公表に際し、その補足説明も作成しましたので、併せて御参照ください。

いただきました御意見につきましては、当参事官室において取りまとめた上、今後の法制審議会の調査審議の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成24年11月5日（月）～平成24年12月4日（火）

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、電子メール、郵送又はファックスにより、日本語にて意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

・FAX：03-3592-7039

・電子メール：minji12@moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5967）